



鹿行ニュース No.94

令和3年12月27日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和3年12月23日付日行連発第1346号「水際対策強化に係る新たな措置に基づく建設・不動産分野での申請について」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長様

日行連発第1346号
令和3年12月23日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

「水際対策強化に係る新たな措置に基づく建設・不動産分野での申請について」
の講演について（周知）

標記については、去る11月30日に国土交通省不動産・建設経済局国際市場課のご協力のもと緊急講演「水際対策強化に係る新たな措置に基づく建設・不動産分野での申請について」を開催させていただきましたところですが、

当初、水際対策強化の新たな措置に係る簡単な制度説明及び建設・不動産分野での申請方法等について、1時間の設定で説明いただくこととなっておりましたが、新型コロナウイルスの新たな変異株である「オミクロン株」発生のため、11月30日（月）午前0時から全世界を対象に当面1カ月の間、「水際対策強化に係る新たな措置（19）」に基づく手続きを停止し、外国人の新規入国停止などの措置を講じるとの政府発表があったことを受け、急遽現状の制度概要についての説明のみに変更となり短時間で講演を終了する結果となりました。

既にご案内のとおり、12月期にも最新情報を取り入れた講演の開催を予定しておりましたが、水際対策強化に係る措置の再開時期が未確定のため、講演の開催時期につきましては、再開の日程等が公表されるのを待って改めてお知らせさせていただきます。

なお、国土交通省からの要請により、次回のご案内についても前回同様に告知から開催までの期間が数日程度の短期間になる可能性も考えられます。何卒お含みいただきご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。